いわき市内の釣餌の卸売業者について、風評被害により廃業を余儀なくされたことに伴う営業損害(廃業損害)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する(以下「本和解」という。)。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人の下記損害(以下「本件損害」 という。)について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 Aという屋号で営んでいた釣餌卸業を、平成23年11月末付けで廃業したことに伴う平成23年12月1日以降の営業損害 (廃業損害)

2 和解内容

被申立人は、申立人に対し、本件損害に係る和解金として、金13,15 2,118円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、本件損害(遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名(記名)押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月5日

(仲介委員 及川健二)